

宮城県

NPO 等による心の復興支援事業

NPO 等の絆力を活かした震災復興支援事業

補助事業の手引き

令和4年3月

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

目次

内容

1 事業の目的.....	1
2 財源.....	1
3 事業の概要.....	1
(1)対象事業.....	1
(2)対象者	2
(3)補助率・補助上限額	2
(4)補助対象経費	2
(5)補助対象とならない経費	2
4 補助金事業の事務手続きについて	3
(1)交付決定までのスケジュール.....	3
(2)補助金交付申請書の提出.....	3
(3)補助事業実施中.....	4
(4)事業実績報告書の提出.....	4
5 支出の証明に必要な帳簿類.....	4
(1)支出確認票	4
①作成の仕方	5
②記載項目について	5
(2)領収書等添付用紙	6
①作成の仕方	6
②領収書等の要件について	6
③領収書以外で支出の根拠として認められるもの	7
(3)運転記録簿	8
①作成上の注意点	8
6 事業実施上の留意事項.....	8
(1)経費の取扱及び出納関係書類の管理.....	8
(2)消費税の取扱いについて	8
(3)適正な書類の整理について	8
(4)その他	9
7 主な項目ごとの注意点及び証拠書類.....	11
(1)心の復興支援事業	13
① 報酬費・賃金	13
② 報償費	14
③ 旅費	14
④ 需要費	15
⑤ 役務費	16
⑥ 委託料	17
⑦ 使用料	18
⑧ 賃借料	18
⑨ 備品購入費	19
(2)絆力を活かした震災復興支援事業	19
① 人件費	19
② 諸謝金	20
③ 旅費	20
④ 消耗品費	21
⑤ 印刷製本費・募集広告費	22
⑥ 通信運搬費	23
⑦ 使用料及び会場借料	23

⑧ 委託費	24
⑨ 備品購入費	24
8 Q & A	26
【事業対象者について】	26
【補助対象経費について】	26
【経費の対象期間について】	27
【申請書の受付について】	27
【他の財源との調整について】	28
【収益が発生した場合について】	28

I 事業の目的

宮城県 NPO 等による心の復興支援事業（以下「心の復興」という。）

東日本大震災による被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することができるよう、支援団体等による心の復興事業を支援します。

宮城県 NPO 等の絆力を活かした震災復興支援事業（以下「絆力」という。）

NPO等による絆力を活かした復興・被災者支援の取組を支援することにより、復興・被災者支援の継続的な実施を図ることを目的とします。

2 財源

心の復興	復興庁「被災者支援総合交付金」
絆力	内閣府「NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興・被災者支援事業交付金」、 宮城県一般財源

3 事業の概要

(I) 対象事業

心の復興	<p>次に掲げる条件を満たす事業に対し、助成を行います。</p> <p>(1)被災者が<u>主体的に参画し</u>、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。</p> <p>(2)多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。</p> <p>(3)被災者が継続的に参加できるものであることを基本とし、<u>一過性の取組でないこと</u>。</p> <p>(4)被災者のニーズに対応した事業であること。</p> <p>(5)事業の主たる内容を一括して外部に委託する事業でないこと。</p> <p>(6)「被災者支援総合交付金」を財源とする行政による他の補助事業により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。</p> <p>(7)主たる活動地域の所在する市区町村の担当課等との連絡調整を事前に行っている事業であること。</p>
絆力	<p>下記の(1)から(4)までのいずれかに該当し、復興・被災者支援に当たって必要かつ優先度が高い取組、また、事業実施年度以降本事業による補助を受けなくても、継続が見込まれる取組に対し、助成を行います。</p> <p>(1)被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来たしている被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者的心のケア、健康・生活支援に向けた取組</p> <p>(2)災害公営住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（将来の災害の備えや地域振興策に係る取組を除く）</p> <p>(3)原子力災害により避難した方々の避難先での交流、帰還に向けた活動、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組</p> <p>(4)復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等により支援する取組（中間支援の取組）</p>

(2)対象者

※心の復興及び絆力共通

① NPO法人, ボランティア団体, 公益法人, 社会福祉法人, 学校法人, 地縁組織(自治会, 町内会等)
協同組合等の民間非営利組織

② ①に掲げるNPO等及び地方公共団体を構成員に含む協議体

(3)補助率・補助上限額

補 助 率		補助上限額	
心の復興	10分の9以内	180万円 ※ただし効果が特に高いと見込まれる事業の場合, 135万円を上限とし加算します。	
絆力	本事業による補助を受けたことのない取組実施主体	9/10以内	900万円
	1年度受けたことのある取組実施主体	8/10以内	800万円
	2年度以上受けたことのある取組実施主体	7/10以内	700万円

※ NPO等又は協議体の自己負担額については、会費、助成金等による現金収入をもって充てることとなります。

(4)補助対象経費

心の復興	報酬費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料	詳細はP12に記載
絆力	人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、委託費、備品費	詳細はP18に記載

(5)補助対象とならない経費

- NPO法人等の運営に必要な経常的な経費(家賃、光熱費等)
具体的には、「本補助事業以外で既に契約・使用しており、経常的経費と考えられる団体事務所」「事業実施と直接的に関係のない団体事務所」「専従事業者が常駐しない活動施設」等の家賃・電気・ガス・水道等の経常的な経費。
 - 人件費のうち共済費(社会保険料、雇用保険料、子ども・子育て拠出金の事業主負担分)
 - 申請した事業を実施するにあたり直接必要とは認められない経費(私的な旅行や申請した事業との関連が不明な製品の購入など)
 - 弁当代、記念品代、お土産代、賞品代等の個人給付となるもの
 - 本事業の実施期間外に発生した経費(事業が採択される前に発生した経費や事業期間終了後に発生した経費)
 - 行政等による他の補助金・委託等の対象となっている経費
 - 領収書等の客観的に支払いが確認できる書類がない経費
 - 領収書等のあて先が実施主体以外のもの(連携先の団体名や個人(私人)名の領収書など)
 - 事業期間終了間際にまとめて購入するなど、本事業期間内に効果が見込めない経費
- ※ 申請時点で計上していない経費については、予算執行前に必ず県補助金担当者へ申し出てください。(申し出がない場合は、上記以外の経費についても対象外となる場合がありますので注意してください。)

4 補助金事業の事務手続きについて

(1)交付決定までのスケジュール

項目	日程
募集要項等の公表・配布	令和4年3月22日(火)
補助金説明会の開催	令和4年3月29日(火)午後2時から
応募に関する質問提出期限	令和4年4月1日(金)午後5時まで
応募書類受付期限	令和4年4月18日(月)午後5時まで
応募書類差し替え対応期限 ※注1	令和4年4月22日(金)
1次審査(審査委員による書類審査)	令和4年5月上旬から下旬
2次審査(対面による事業説明会)	令和4年6月上旬から中旬
内示(補助金交付可能額の通知)	令和4年6月下旬
補助金交付申請	令和4年6月下旬
交付決定 ※注2	令和4年7月上旬(予定)
実績報告(事業者→県)	令和5年4月20日(木)まで
補助金の交付(県→事業者)	令和5年5月下旬

※注1 提出時にヒアリングを行い、応募書類の内容について疑義が生じた場合に、書類の差し替え等を依頼する場合がありますので、書類審査担当者から連絡を受けた場合は、令和4年4月22日(金)までに御対応をお願いします。

※注2 補助の対象となる期間は交付決定日から令和5年3月31日までです。ただし、交付決定前事前着手申請が承認されている場合は対象事業の着手日（国の交付決定日以降かつ応募締切日の翌日以降に限る。）から令和5年3月31日までとなります。事前着手を希望する方は、応募書類申請時に申し出ください。

(2)補助金交付申請書の提出

提出先	宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班 (仙台市青葉区本町三丁目8-1)
連絡先	電話:022-211-2576 FAX:022-211-2392 E-mail: kyoshan@pref.miyagi.lg.jp
申請書様式	共同参画社会推進課ホームページからダウンロードして使用ください。 心の復興： https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kokoronofukkoujigyou.html 絆力： https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kizunaryoku-shien.html
申請期限	令和4年4月18日(月)午後5時まで

- 原則として、郵送での申請受付は行っておりません。応募書類提出時に対面でのヒアリングを実施しますので、申請時には事業計画を把握している方がお越しください。また、窓口が混み合うことが予想されますので、申請の際にはあらかじめ上記連絡先に御一報いただき、本補助金事業の担当者との提出日時の調整をお願いします。
- やむを得ず郵送する場合は必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とした上で、電話にてヒアリングを行いますので、ヒアリング日時をご予約ください。

(3)補助事業実施中

①事業の変更について

補助対象事業の実施中に、事業内容の変更が生じた場合は、事前に共同参画社会推進課補助金担当者に御相談願います。

なお、下記に該当する変更が生じる場合は、「補助事業変更承認申請書」の提出が必要となる場合があるため、事前に共同参画社会担当者に御相談ください。

- 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
- 補助対象事業に要する経費の20%以上かつ20万円以上の増減を伴う変更
- 補助対象事業の内容の重大な変更

②概算払いについて

請求時期 (①, ②とも各1回のみ概算払の請求が可能)	請求上限額
① 交付決定の後、中間基準日の前日までの期間のうち県が指定する期間	補助金交付決定額の3割
② 中間基準日から事業計画の終期の一ヶ月前までの期間のうち県が指定する期間	①の請求分と合わせ補助金交付決定額の7割

※ 中間基準日とは、補助事業の採用決定日から事業計画の終期までの期間における総日数のうち2分の1の日数を経過する日とします。

※ 県が指定する期間は、①交付決定日から2週間、②中間基準日から2週間とします。(予定)
日程が決まり次第、交付決定者に連絡いたします。

※ やむを得ず、急遽県が指定する期間以外に請求をする必要が生じた場合は、共同参画社会推進課担当者に事前に相談をし、指示を仰いでください。

(4)事業実績報告書の提出

補助対象事業が完了したら、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

5 支出の証明に必要な帳簿類

採択事業で使用した支出を補助対象経費として報告するためには、以下の帳簿類を作成し、提出してください。また、これらの帳簿類によって支出を整理しながら、補助要件に合致するか確認を行ってください。

(1)支出確認票

支出整理簿は、補助対象となる支出を全て記載します。

(作成例)

支出確認票				
(経費項目: 人件費)				
領収書番号	支出年月日	支払先名	支出額	備考(内容・目的等)
月計			0	

①作成の仕方

- ・日付順に記載してください。月ごとでも年間通して記載いただいても構いません。
- ・領収書1枚の支出に対して、表の1行を使用してください。
- ・経費ごとに作成ください。記載項目は経費区分によって異なります。

②記載項目について

項目	内容	注意点
領収書番号	経費項目ごとの通し番号	領収書1枚ごとに番号を指定し、領収書にも支出確認票記載の番号を記載してください。
支出年月日	支払いが行われた日付	根拠書類となる領収書の発行日と一致している必要があります。 令和5年3月分の光熱水費など、領収書等の発光が4月以降になる経費は、支出日を「見込」として記入してください。
支払先名	支払いの相手方	根拠書類となる領収書の発行者と一致させてください。
支出額	支払い額	根拠書類となる領収書の発行者と一致させてください。
源泉徴収税額	所得税を控除した金額	個人に支払う謝金・報償費は基本的に所得税の源泉徴収が必要となるため、控除額を記載してください。
源泉徴収税額控除後支給額	源泉徴収後の支給額	支出額-源泉徴収税額となる金額を記載してください。
備考(内容・目的等)		支出の内容として○月分給与、行事名・日付け、○○イベント食材費、○○チラシ作成費等記載してください。

(2)領収書等添付用紙

領収書等添付用紙は、支出確認票に記載した支出に対する領収書等の根拠書類を貼り付けするものです。領収書等の提出がない場合は、支出の実績が確認できないため補助対象外となります。

領収証書等貼付用紙

科目名	領収書番号

みやぎマート 領収書 令和4年12月15日(木)
NPO法人宮城っこ 様
A4用紙 1200円 付箋 500円 せんべい 298円 飲料水 1200円
合計 3198円

- 補助対象期間内の支出ですか
- 領収証書のあて名は、申請者名になっていますか
- 支出科目がわかるような記載になっていますか
(領収書のみでは、何の支出かわからない場合は、支出の内容がわかる資料を添付してください)
- 対象外経費ではありませんか

①作成の仕方

- ・上記の様式は参考例であり、指定様式ではありません。A4 サイズ縦向きで使用してください。
 - ・支出確認票に記載した支出に対する領収書等の根拠書類を、領収書番号順に貼り付け、整理してください。
 - ・購入品数が多くレシートが長くなってしまった場合は、購入品数全てが一度に見られるように切り貼りし、用紙からはみ出さないように貼り付けてください。
- ※県への提出は、貼り付けした用紙のコピーとなります。領収書等原本は、団体で保管してください。

②領収書等の要件について

領収書など支出の根拠となる書類は、その支出が補助対象経費であるかどうかの判断材料となります。根拠書類の不備によって支出内容が適切かどうかを確認できないと、当該の支出が補助対象外となる場合があります。そのため、以下の説明に従い、不備のないよう準備してください。

- ・以下の項目が満たされるよう、発行者より発行を受けてください。
- ・いわゆる「レシート」(レジスター等で印字されるもの)も領収書として認められます。ただし、詳細な内訳が記載されているレシートに限ります。
- ・領収書等に間違いがある場合は、領収書を訂正するのではなく、発行者に再発行等を依頼してください。
- ・不鮮明で判読不明なものは認められません。

項目	内容	注意点
発行者	発行者名とその押印	原則押印を受けること。ただし、自筆署名されている場合は、押印がなくても可。レシートの形で発行されており、押印や自筆署名の欄がない場合は、発行者名のみで可。
日付	実際に支払いが行われた日付	
支出内容(但し書き)	品名等、具体的な支出内容 (空欄及び「お品代」は不可)	「お品代」等ではなく、品名・単価・個数などが明確に記載されるよう発行を受けてください。 レシートに上記内容が記載されている場合は、レシートも貼り付けることで代用可。 また、レシートの形で発行されている場合は、明細が書いていれば可。
金額	金額	
宛名	団体名 (宛名欄が空欄の場合は不可)	交付を受けている団体の正式な名称で発行を受けてください。

③領収書以外で支出の根拠として認められるもの

- 基本的に、領収書の発行を伴わないものを除き、領収書がないものは補助対象経費として認められません。いわゆる「レシート」(レジスター等で印字されるもの)も領収書として認められます。
- ただし、以下表の支出については領収書がない場合でも、支出として認められます。その際は、支出の根拠となる書類の添付が必要になります。
- その他に、特別な事情により領収書等がないものについては、理由書を添付してください。

支出内容		領収書の代わりに必要な根拠書類
全般	銀行振込による支払いを行った経費	振込明細書、又は通帳の当該部分の写し(ただし振込日、振込先、金額等が読み取れること)
	クレジットカードによる支払いを行った経費	クレジットカードの利用明細(利用日が支出整理簿上の支出日となるため、利用日が確認できるもの)
	令和5年3月分のリース料など、領収書等の発行が4月以降になる経費	引落予定額明細、算出計算式、毎月の支払い履歴等、客観的な算出根拠
旅費	ICカード(Suica等)による公共交通機関の使用	券売機等で発行される IC カードの利用履歴明細及び目的、経路、交通費の支給状況が分かるもの
	現金によるバスの使用や、近距離の公共交通機関の使用など、領収書がとりにくいもの	運賃表や、インターネットの経路検索サービスの結果を印刷したもの等、客観的に金額が示されているもの及び目的、経路、交通費の支給状況が分かるもの
	私有自動車の使用	運転記録簿
使用料	ETCによる有料道路の使用	「ETC 利用照会サービス」(http://www.etcmeisai.jp/)で発行した利用証明書

(3)運転記録簿

経費区分「旅費」「需用費」にあたるガソリン代を支出する場合、旅程ごとに「運転記録簿」により目的・経路等を記載してください。

(作成例)

車名	登録番号	車検有効期間	月毎に作成してください→ 9月					
			ホンダ N-BOX	宮城501あ1111	R6.4.20	運転記録簿		
番号	日	曜	目的	運転手名	車両番号 (4ケタ)	同乗者	経路※	指数(車の総走行距離 を記入) km
1	1	月	○月○日イベント会場下見	宮城 太郎	1111	仙台 花子	事務所→県庁→事務所	出発時指数(①) 34,567 帰宅時指数(②) 34,591 走行距離(②-①) 24
2	15	月	○月○日イベント実行委員打合せ	宮城 太郎	1111	仙台 花子	事務所→石巻市あゆみ野→事務所	出発時指数(①) 34,591 帰宅時指数(②) 34,678 走行距離(②-①) 87
3								出発時指数(①) 帰宅時指数(②) 走行距離(②-①) 0

※経路の記入法 出発地～経由地～終着地

①作成上の注意点

- 事業実施のため、私有自動車又は団体が所有する自動車を利用しガソリン代を支出した場合、旅程ごとに本書に記載してください。

6 事業実施上の留意事項

(1)経費の取扱及び出納関係書類の管理

- 補助事業の経費は、新たに補助金専用の口座を開設し、その口座から振込等で支払いする等、できる限り対象経費を本補助事業と他の事業を明確に分けて整理・処理してください。
- 補助事業に係る収入・支出は、補助金専用の元帳を作成して管理してください。
- 対象経費の費目（報酬費、賃金、旅費等）ごとに「いつ」「誰に」「何のため」「いくら」、支出したかが明確にわかるように、補助事業専用の元帳を作成し、補助事業に係る収入・支出の管理をお願いします。
- 証拠書類（領収書等）で支出が確認できないものは、対象外とすることができます。

(2)消費税の取扱について

- 補助事業者が消費税課税業者であり、消費税の仕入控除を受ける場合、補助金では消費税分を各補助事業者に交付することができません。消費税を含まない形で申請するようお願いします。
- 消費税の免税事業者の場合は、これに該当しませんので、消費税を含めた額で請求してください。

(3)適正な書類の整理について

- 証拠書類は原本を保管してください。
- 領収書等の宛名は、交付申請書の「事業者名」としてください。（通称、関係団体の名称等は不可）
- 領収書等のただし書きは「品代」とせず、「但しインクカートリッジ代として」等、購入明細が分かるようにしてください。

- ・団体の会計事務の正確性が担保されるようにしてください。
例:帳簿類は、月末で締めて現金・預金残高を団体責任者等が検証する等。
- ・領収書等には、連番を付し、元帳の該当部分に領収書番号を記載して、領収証書と元帳の照合ができるようにしてください。
- ・別添の支出確認票一覧や領収証書等貼付用紙等を利用していただき、紛失等が無いように管理をお願いします。
- ・関係書類は、事業を完了した翌年度から5年間(令和10年3月31日まで)の保管をお願いします。

(4)その他

- ・本事業は、国の交付金を受けて実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3号による検査の対象となります。この検査の結果、支出内容が不適正であると判断された場合には、本補助金の返還の対象となることがありますので注意してください。

7 主な項目ごとの注意点及び証拠書類

詳細については12ページ以降をご覧ください。

<心の復興支援事業>

経費項目	対象となる経費例	対象とならない経費例
報酬費	・本事業実施のために必要な、役員等の臨時的な役務に対する報酬	・本事業に直接関係しない報酬（経常的な役員報酬（総会や理事会等に対する報酬や、団体の決算書作成に係る報酬等））
賃金	・本事業を実施するために直接必要な職員・アルバイト等の経費	・左記の内、補助上限額の時間単価を超えた部分 ・左記に関する共済費（社会保険料、雇用保険料の事業主負担分及び子ども・子育て拠出金）
報償費	・講師や出演者、ボランティアへの謝金	・講師の昼食代 ・左記の内、補助上限額の時間単価を超えた部分
旅費	・イベント等開催のためのスタッフ、ボランティア、講師、出演者旅費	・イベント参加のための受益者の旅費 ・宿泊時の飲食代
需用費	・消耗品、燃料費、交流会の茶菓代、印刷製本費	・団体事務所運営のための日用品や消耗品 ・USBメモリ等汎用性が高く、翌年度も使える物 ・体温計、PCR検査キット等 ・本補助金を使用した旨が記載されていないチラシの印刷費
役務費	・イベントの開催案内郵送用切手 ・インターネットの利用料等通信費 ・本事業のみを行うための事務所の光熱費	・スタッフ個人の携帯電話料金（事業使用分として明確に按分できる根拠のあるものを除く） ・翌年度以降発送するための予備の切手 ・他事業でも使用する事務所の光熱費
委託料	・補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、必要不可欠な、他の事業者に行わせるために必要な経費	・事業を一括して委託するもの ・ホームページ作成費用
使用料	・打合せ会議等の会議室使用料 ・本事業で使用した有料道路使用料	・按分の必要がある会議の会議室使用料
賃借料	・集合場所から交流会への移動で使用するバス賃借料 ・本事業のために借用した事務所家賃	・本事業以外でも経常的に使用している事務所の家賃
備品購入費	※原則購入不可（真に必要な場合は、要相談）	

<絆力を活かした震災復興支援事業>

経費項目	対象となる経費例	対象とならない経費例
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント実施スタッフの賃金 ・本事業実施のために必要な役員等の臨時的な役務に対する報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶常的な役員報酬 ・左記の内、補助上限額の時間単価を超えた部分 ・左記に関する共済費（社会保険料、雇用保険料、子ども・子育て拠出金の事業主負担分）
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師や出演者、ボランティアへの謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の昼食代 ・左記の内、補助上限額の時間単価を超えた部分
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催のためのスタッフ、ボランティア、講師旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント参加のための受益者の旅費 ・宿泊時の飲食代
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品、燃料費、交流会の茶菓代、印刷製本費 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体事務所運営のための日用品や消耗品 ・PCR検査キット
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・広報用チラシ印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金を使用した旨が記載されていないチラシの印刷費
募集広告費	<ul style="list-style-type: none"> ・折り込みチラシ手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業以外の募集広告費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催案内郵送用切手 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ個人の携帯電話料金（事業使用分として明確に按分できる根拠のあるものを除く） ・翌年度以降発送するための予備の切手
使用料及び会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業のみを行うための事務所の光熱水費 ・打合せ会議等の会議室使用料 ・本事業で使用した有料道路使用料 ・本事業開催のために契約したZoom使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業以外でも絶常的に使用している事務所の家賃、光熱水費 ・按分の必要がある会議の会議室使用料 ・本事業以外で使用することも想定した契約のZoom使用料
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、必要不可欠な、他の事業者に行わせるために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を一括して委託するもの ・ホームページ作成費用
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・リースでは対応不可能な備品等 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初申請時の収支計画書に計上されていない備品

(I) 心の復興支援事業

※ 絆力を活かした震災復興支援事業は P18をご覧ください。

① 報酬費・賃金

◆ 区分の概要

報酬費は役員等の臨時的な業務に対する報酬。

一人あたりの単価は、当該従事者の職責及び活動内容を勘案の上、下記の金額を上限とすること。

① スタッフ(管理的業務)(常勤) …… 上限 時間単価 2,000円

② スタッフ(管理的業務以外)(常勤) …… 上限 時間単価 1,500円

③ アルバイト(時間単価) …… 上限 時間単価 1,200円

賃金は雇用関係にある職員の給与。

一人あたりの単価は、当該従事者の職責及び活動内容を勘案の上、下記の金額を上限とすること。

① 管理的業務 …… 上限 時間単価 2,000円

② 管理的業務以外 …… 上限 時間単価 1,500円

※ 補助事業実施のために従事した時間のみが対象

※ 事業従事者ごとの活動内容が把握できる時間単位の業務日報の作成が必要。業務日報に

は補助事業に従事したことが分かるように具体的な業務内容を勤務内容欄等に記録すること。

なお、勤務日報等については、責任者が内容を確認し、確認印を押印するなど証跡を残すこと。

※ 雇用の状況(労働条件)について整備すること。

◆ 補助対象となるもの

- ・ 役員が補助事業実施のための業務を行った際の報酬
- ・ イベント実施スタッフ(雇用契約関係有り)の給与

◆ 補助対象とならないもの

- ・ 本事業に直接関係しない報酬(経常的な役員報酬(総会等に対する報酬や、団体の決算書作成に係る報酬等))
- ・ 補助事業申請、中間検査、実績報告等に係る時間分の報酬費・賃金
- ・ 支払額のうち、補助上限額の時間単価を超えた部分
- ・ 勤務先や他の事業等により収入を得ている時間分の報酬費・賃金(重複した受給)
- ・ 休憩時間(労働基準法第34条で、使用者は労働時間が6時間を超え8時間以下の場合は少なくとも45分間、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休息を与えなければいけません。)
- ・ **共済費(社会保険料、雇用保険料、子ども・子育て拠出金の事業主負担分)は補助対象外です。**

◆ 代表的な証拠書類

- ・ 雇用契約書
- ・ 労働者名簿
- ・ 賃金台帳、給与明細書
- ・ 出勤簿
- ・ 勤務(業務)日報

- ・領収書又は振込依頼書
- ・その他(対象者,給与等支給内容が分かるもの)

② 報償費

◆ 区分の概要

講師や出演者,ボランティアスタッフへの謝金 等

※ 一人あたりの単価は,講師等の専門性を勘案し,下記の金額を上限とすること。

- | | | |
|----------------------|-------|-----------------|
| ① 大学教授級 | | 上限 時間単価 7,900 円 |
| ② 大学講師級(上席研究員・上席調査員) | | 上限 時間単価 5,100 円 |
| ③ 研究員・調査員 | | 上限 時間単価 4,600 円 |

※ 外部講師等協力者への謝礼等を個人宛に支払う際は,所得税の源泉徴収の対象となるので,必ず源泉徴収するように注意すること。

※ 支払う謝礼金等については,団体として支出単価設定の根拠(謝金の支出基準)を事前に整理し,基準に従い支出すること。

◆ 補助対象となるもの

- ・講演会・勉強会等の講師への謝金
- ・イベント出演者への謝金

◆ 補助対象とならないもの

- ・講演会・勉強会等の講師の昼食代
- ・支払額のうち,補助上限額の時間単価を超えた部分

◆ 代表的な証拠書類

- ・当該講師等への**通知(依頼)** 文書の写し (日時・内容・金額の確認)(必須)
- ・領収書又は振込依頼書
- ・活動報告書

③ 旅費

◆ 区分の概要

実費を基本とした旅行(移動等)に要する経費

※ 公共交通機関における近距離区間乗車等であっても,領収書の提出は必ず必要です。

※ 私有自動車の使用に係る経費は旅費として取り扱い,走行距離合計 1 km(小数点以下切り捨て)あたり 32 円を上限とする。

※ タクシー利用は原則補助対象外とする。

※ 鉄道の特別車両料金(グリーン料金等)は補助対象外とする。

※ 旅行者,旅行目的,出発地,目的地等を記録すること。

※ 支出金額の単価を定額とする場合(旅費金額を走行距離(km)×△円で計算する場合)は,団体の旅費規程を提出するほか,補助事業に使用する車ごとに運転記録簿(使用者,出発地,目的地,使用目的,走行距離,ガソリン購入が記載されたもの)を整備すること。

- ◆ 補助対象となるもの
 - ・ イベント等開催のためのスタッフ旅費
 - ・ 講演会・勉強会等の講師旅費
- ◆ 補助対象とならないもの
 - ・ イベント参加のための受益者の旅費
 - ・ 宿泊時の飲食代(ホテル提供分を含む)
- ◆ 代表的な証拠書類
 - ・ 領収書
 - ・ 運転記録簿
 - ・ 復命書等の旅行記録
 - ・ その他(日付, 目的, 経路, 交通費の支給状況が分かるもの)

④ 需要費

◆ 区分の概要

消耗品, 燃料費, 交流会の茶菓代, 光熱水費, 印刷製本費 等

※ 消耗品として購入できるものは, 用紙類, 文具類, 材料品等, 使用することによって消費され, またはき損しやすいもの, もしくは長期間保存に堪えないもの。安価なものでも1年以上継続して使用できるものは補助対象外とする。

※ 団体が所有する自動車の使用に係る経費については「需用費」として取り扱うが, その場合, 活動内容が分かる自動車管理簿(使用者, 出発地, 目的地, 使用目的, 走行距離, ガソリン購入が記載されたもの。任意様式)の作成が必要であり, 補助事業にのみ使用するものとして合理的な説明ができる金額のみ計上すること。

※ 交流サロンでの茶菓代や, 料理教室での食材費など, 1回の活動につき, 参加者1人あたり540円(税込み)を上限とすること。

※ 飲食店で提供される飲食代, テイクアウト等の弁当代, 記念品代, お土産代, 賞品代等は, 金額, 内容に関わらず補助対象外とする。

※ 実施主体である団体の運営に係る経常的な経費等, 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費(具体的には, 「本補助事業以外で既に契約・使用しており, 経常的経費と考えられる団体事務所」「他の事業費と明確に区分できない」「事業実施と直接的に関係のない団体事務所」「専従事業者が常駐しない活動施設」等の家賃・電気・ガス・水道等の経常的な経費)は補助対象外とする。

※ 物販を行う場合において, 商品の仕入れに係る経費は補助対象外とする。

※ 印刷物等を販売する場合の印刷製本費は補助対象外とする。

※ 印刷物には「この冊子(パンフレット・チラシ等)は令和〇年度宮城県NPO等による心の復興支援事業補助金で作成しました」等の文言を入れること。(記載がない場合は, 補助対象外となる。)

※ 備品購入費, 工事費, 改修費は補助対象外とする。(備品とは, 汎用性が高く他事業への転用が容易に可能であり, かつ事業年度(1年)を超えてこの形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。)例:パソコン, プリンタ, カメラ, タブレット, 机, 椅子, 倉庫, 家電等

※ 物品の購入は1つあたり単価5万円未満の購入品に限る。なお、購入する物品については、事業の趣旨に合致するとともに、事業の実施に真に必要不可欠であり事業終了後の取り扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、前述のとおり、汎用性が高く他事業への転用が容易に可能なものは除くこととする。

※ 補助対象となる取組に必要な施設、設備及びパソコン等備品については、原則として賃借やリースでの対応とすること。

なお、団体構成員等が経営する（所属する）企業と各種契約を締結する場合は、公平性及び客観性が担保できる（経済的な合理性等があると客観的に認められるなど）場合に限り、補助対象とすることを可とする。（必要に応じて、団体内での検討資料等の提出を求める場合がある。）

◆ 補助対象となるもの

- ・ コピー用紙、文房具
- ・ 補助事業で占有している自動車のガソリン代
- ・ 交流会の茶菓代、料理教室等食材費（1回につき1人税込み540円以内）
- ・ イベントのチラシ印刷費
- ・ 他事業使用分と明確に按分された事務所の電気使用量、ガス使用量、水道使用量等

◆ 補助対象とならないもの

- ・ 団体事務所運営のための日用品や消耗品の購入費用
- ・ 翌年度以降に使用するための消耗品
- ・ 外付けハードディスク、USBメモリ、SDカード等
- ・ 体温計、非接触型消毒液スタンド、PCR検査キット（新型コロナウィルス対策であっても不可）
- ・ 昼をまたいで開催されるイベントのスタッフ・参加者の昼食代
- ・ 交流会において参加者に対して提供する軽食代（おにぎり、パン、サンドウィッチ、ピザ、オードブル等）
- ・ 宿泊を伴う交流会において、宿泊施設から提供を受ける茶菓代、飲食代
- ・ 本補助金を使用した旨が記載されていないチラシの印刷費

◆ 代表的な証拠書類

- ・ 納品書
- ・ 請求書
- ・ 領収書（原則として、単価、数量等の積算内訳がわかる明細書等を添付すること。）
- ・ 運転記録簿（ガソリン代の場合）
- ・ 作成した成果物（印刷製本費の場合）

⑤ 役務費

◆ 区分の概要

通信運搬費（電話代、郵送代等）、広告料、振込手数料、保険料 等

※ 切手を購入した場合は、払出簿を作成すること。

※ 郵送代の支出については、内容、目的等について記録しておくこと。

◆ 補助対象となるもの

- ・ 交流会の開催案内郵送用切手
- ・ インターネットの利用料等通信運搬費

- ◆ 補助対象とならないもの
 - ・スタッフ個人の携帯電話料金（事業使用分として明確に按分できる根拠のあるものを除く）
 - ・翌年度以降発送するための予備の切手
 - ・他事業でも使用する事務所の光熱水費
- ◆ 代表的な証拠書類
 - ・請求書（電話、インターネット等の場合）
 - ・領収書
 - ・発送元控伝票（メール便、宅急便等の場合）
 - ・切手使用簿

⑥ 委託料

◆ 区分の概要

外部への業務の一部委託に要する費用

- ※ 交付申請書の「事業計画書」に記載したもののみを対象とする。
- ※ 事業内容を一括して外部に委託するものは補助対象外とする。
- ※ 委託内容については、賃金・需用費等すべての内訳が分かる積算の記入、又は見積書の添付をすること。
- ※ 委託先は、**2者以上の相見積もり**を取得し、安価なところを選定する。ただし、業務内容が特殊で複数の発注先がない等、相見積もりが取れない場合は理由書を提出すること。
- ※ 契約にあたり、団体構成員等が経営する（所属する）企業と各種契約を締結する場合は、公平性及び客觀性が担保できる（経済的な合理性等があると客觀的に認められるなど）場合に限り補助対象とすることを可とする。（必要に応じて、団体内での検討資料等の提出を求める場合がある。）

◆ 補助対象となるもの

- ・交流会での託児業務の外部委託
- ・チラシ等のデザイン費

◆ 補助対象とならないもの

- ・事業を一括して委託するもの
- ・情報システム等の開発や購入費用
- ・ホームページ作成費用

◆ 代表的な証拠書類

- ・見積書
- ・契約書又は請書
- ・請求書
- ・領収書
- ・成果品

⑦ 使用料

◆ 区分の概要

会場・会議室使用料, 施設等の入場料, 有料道路使用料 等

※有料道路使用料の場合, 料金所で発行される領収書又はETC利用明細が必要です。

◆ 補助対象となるもの

- ・イベントの会場使用料
- ・打合せ会議等の会議室使用料
- ・本事業実施のために使用した有料道路使用料

◆ 補助対象とならないもの

- ・補助事業に関わらない使用料
- ・按分の必要がある会議の会議室使用料(明確に按分できる根拠があるものを除く)

◆ 代表的な証拠書類

- ・施設利用許可書
- ・請求書
- ・領収書

⑧ 貸借料

◆ 区分の概要

土地, 建物, 駐車場, 借上げ自動車(大型バス等)の貸借料 等

※ 実施主体である団体の運営に係る経常的な経費等, 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費(具体的には、「本補助事業以外で既に契約・使用しており, 経常的経費と考えられる団体事務所」「他の事業費と明確に区分できない」「事業実施と直接的に関係のない団体事務所」「専従事業者が常駐しない活動施設」等の家賃・電気・ガス・水道等の経常的な経費)は補助対象外とする。

※ 契約にあたり, 団体構成員等が経営する(所属する)企業と各種契約を締結する場合は, 公平性及び客觀性が担保できる(経済的な合理性等があると客觀的に認められるなど)場合に限り補助対象とすることを可とする。(必要に応じて, 団体内での検討資料等の提出を求める場合がある。)

◆ 補助対象となるもの

- ・集合場所からイベント開催場所への移動で使用するバス賃借料
- ・補助事業のために占有している事務所家賃
- ・他事業使用分と明確に按分された事務所の家賃

◆ 補助対象とならないもの

- ・補助事業に関わらない賃借料
- ・本補助事業以外で既に契約・使用しており, 経常的経費と考えられる団体事務所家賃

◆ 代表的な証拠書類

- ・賃貸借契約書(賃貸契約の場合)

- ・請求書
- ・領収書

⑨ 備品購入費

◆ 区分の概要

リースでは対応不可能な備品等

※ 備品は原則補助対象外です。購入を検討される場合は、まず共同参画社会推進課担当者まで御相談ください。

(2) 絆力を活かした震災復興支援事業

※心の復興支援事業は P12をご覧ください。

① 人件費

◆ 区分の概要

給与・手当、臨時職員賃金、社会保険料等（本事業に関するもの）

※ 補助対象となる上限額は、原則として月額1人あたり20万円とする。また、事業主体の常勤職員の例を逸脱しない範囲とする。

※ 補助事業実施のために従事した時間のみが対象

※ 事業従事者ごとの活動内容が把握できる時間単位の業務日報の作成が必要。業務日報には補助事業に従事したことが分かるように具体的な業務内容を勤務内容欄等に記録すること。なお、勤務日報等については、責任者が内容を確認し、確認印を押印するなど証跡を残すこと。

※ 雇用の状況（労働条件）について整備すること。

◆ 補助対象となるもの

- ・イベント実施スタッフの賃金
- ・役員の臨時の役務に対する報酬

◆ 補助対象とならないもの

- ・本事業に直接関係しない報酬（経常的な役員報酬（総会等に対する報酬や、団体の決算書作成に係る報酬等））
- ・補助事業申請、中間検査、実績報告等に係る時間分の報酬費・賃金
- ・支払額のうち、補助上限額の時間単価を超えた部分
- ・勤務先や他の事業等により収入を得ている時間（重複した受給）
- ・休憩時間（労働基準法第34条で、使用者は労働時間が6時間を超え8時間以下の場合は少なくとも45分間、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えなければいけません。）
- ・**共済費（社会保険料、雇用保険料、子ども・子育て拠出金の事業主負担分）は補助対象外です。**

◆ 代表的な証拠書類

- ・雇用契約書
- ・労働者名簿

- ・賃金台帳, 給与明細書
- ・出勤簿
- ・勤務(業務)日報
- ・領収書又は振込依頼書
- ・その他(対象者, 給与等支給内容が分かるもの)

② 諸謝金

◆ 区分の概要

講師, 外部協力者等への謝金

※ 補助対象となる上限額は, 原則として1時間あたり9,000円とする。ただし, 上限を超える謝金の支出が, 事業の実施のために不可欠である場合には, 事前に県と協議すること。

※ 外部講師等協力者への謝礼等を個人宛に支払う際は, 所得税の源泉徴収の対象となるので, 必ず源泉徴収するように注意すること。

※ 支払う謝礼金等については, 団体として支出単価設定の根拠(謝金の支出基準)を事前に整理し, 基準に従い支出すること。

◆ 補助対象となるもの

- ・講演会・勉強会等の講師への謝金
- ・イベント出演者への謝金

◆ 補助対象とならないもの

- ・講演会・勉強会等の講師の昼食代
- ・支払額のうち, 補助上限額の時間単価を超えた部分

◆ 代表的な証拠書類

- ・当該講師等への通知(依頼)文書の写し (日時・内容・金額の確認)(必須)
- ・領収書又は振込依頼書
- ・活動報告書

③ 旅費

◆ 区分の概要

実費を基本とした旅行(移動等)に要する経費

※ 公共交通機関における近距離区間乗車等であっても, 領収書の提出は必ず必要です。

※ 私有自動車の使用に係る経費は旅費として取り扱い, 走行距離合計 1 km (小数点以下切り捨て)あたり32円を上限とする。

※ タクシー利用は原則補助対象外とする。

※ 鉄道の特別車両料金(グリーン料金等)は補助対象外とする。

※ 旅行者, 旅行目的, 出発地, 目的地等を記録すること。

※ 支出金額の単価を定額とする場合(旅費金額を走行距離(km)×△円で計算する場合)は、補助事業に使用する車ごとに運転記録簿(使用者、出発地、目的地、使用目的、走行距離、ガソリン購入が記載されたもの)を整備すること。

◆ 補助対象となるもの

- ・イベント開催のためのスタッフ旅費
- ・講演会・勉強会等の講師旅費

◆ 補助対象とならないもの

- ・イベント参加のための受益者の旅費
- ・宿泊時の飲食代(ホテル提供分を含む)

◆ 代表的な証拠書類

- ・領収書
- ・運転記録簿
- ・復命書等の旅行記録
- ・その他(日付、目的、経路、交通費の支給状況が分かるもの)

④ 消耗品費

◆ 区分の概要

消耗品、燃料費、材料、書籍等の購入費(単価が5万円のものに限る)

※ 消耗品として購入できるものは、用紙類、文具類、材料品等、使用することによって消費され、またはき損しやすいもの、もしくは長期間保存に堪えないもの。安価なものでも1年以上継続して使用できるものは補助対象外とする。

※ 団体が所有する自動車の使用に係る経費については「消耗品費」として取り扱うが、その場合、活動内容が分かる自動車管理簿(使用者、出発地、目的地、使用目的、走行距離、ガソリン購入が記載されたもの。任意様式)の作成が必要であり、補助事業にのみ使用するものとしてごうりてきな説明ができる金額のみ計上すること。

※ 飲食店で提供される飲食代、テイクアウト等の弁当代、記念品代、お土産代、賞品代等は、金額、内容に関わらず補助対象外とする。

※ 物販を行う場合において、商品の仕入れに係る経費は補助対象外とする。

※ 物品の購入は1つあたり単価5万円未満の購入品に限る。なお、購入する物品については、事業の趣旨に合致するとともに、事業の実施に真に必要不可欠であり事業終了後の取り扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、前述のとおり、汎用性が高く他事業への転用が容易に可能なものは除くこととする。

※ 補助対象となる取組に必要な施設、設備及びパソコン等備品については、原則として賃借やリースでの対応とすること。

なお、団体構成員等が経営する(所属する)企業と各種契約を締結する場合は、公平性及び客觀性が担保できる(経済的な合理性等があると客觀的に認められるなど)場合に限り、補助対象とすることを可とする。(必要に応じて、団体内での検討資料等の提出を求める場合がある。)

◆ 補助対象となるもの

- ・ コピー用紙, 文房具
- ・ 補助事業で占有している自動車のガソリン代
- ・ 交流会の茶菓代, 料理教室等食材費

◆ 補助対象とならないもの

- ・ 団体事務所運営のための日用品や消耗品の購入費用
- ・ PCR検査キット
- ・ 昼をまたいで開催されるイベントのスタッフ・参加者の昼食代
- ・ イベントにおいて参加者に対して提供する軽食代(おにぎり, パン, サンドウィッチ, ピザ, オードブル等)
- ・ 宿泊を伴うイベントにおいて, 宿泊施設から提供を受ける茶菓代, 飲食代

◆ 代表的な証拠書類

- ・ 納品書
- ・ 請求書
- ・ 領収書(原則として, 単価, 数量等の積算内訳がわかる明細書等を添付すること。)
- ・ 運転記録簿(ガソリン代を計上した場合)

⑤ 印刷製本費・募集広告費

◆ 区分の概要

パンフレット・チラシ・各種資料等の印刷費, 広告費

※ 外部発注する場合は, 複数の見積書を徴する等, 委託先を選定した理由を明確にすること。

※ 外部発注した場合の領収書は, 「公告費一式」などとせず, 明細が分かるようにすること。

※ 印刷製本費が過大なものとならないよう努めること。

※ 印刷物には「この冊子(パンフレット・チラシ等)は令和〇年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業補助金で作成しました」等の文言を入れること。

※ 印刷物等を販売する場合の印刷製本費は補助対象外とする。

◆ 補助対象となるもの

- ・ イベントのチラシ印刷費
- ・ 事業の広報のためのラジオ放送出演料
- ・ 折り込みチラシ手数料

◆ 補助対象とならないもの

- ・ 補助金の記載(「この冊子(パンフレット・チラシ等)は令和〇年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業補助金で作成しました」等の文言)が入っていない印刷物

◆ 代表的な証拠書類

- ・ 見積書
- ・ 契約書又は請書
- ・ 請求書
- ・ 領収書
- ・ 成果品(印刷物の場合, 必ず原本を1部提出)

⑥ 通信運搬費

◆ 区分の概要

通信運搬費（電話代, 郵送代等）, 宅配便, 郵送料 等

※ 切手を購入した場合は、払出簿を作成すること。

※ 郵送代の支出については、内容、目的等について記録しておくこと。

※ 振込手数料については、原則、「通信運搬費」としないで、当該振込に係る支出区分に計上すること。

例：「諸謝金」の振込に係る振込手数料は、「諸謝金」の支出区分に計上する。

◆ 補助対象となるもの

- ・ イベントの開催案内郵送用切手
- ・ インターネットの利用料等通信運搬費

◆ 補助対象とならないもの

- ・ スタッフ個人の携帯電話料金（事業使用分として明確に按分できる根拠のあるものを除く）
- ・ 翌年度以降発送するための予備の切手

◆ 代表的な証拠書類

- ・ 請求書（電話、インターネット等の場合）
- ・ 領収書
- ・ 発送元控伝票（メール便、宅急便等の場合）
- ・ 切手使用簿

⑦ 使用料及び会場借料

◆ 区分の概要

会場・会議室使用料、施設等の入場料、有料道路使用料、機器のリース及びレンタル料 等

※有料道路使用料の場合、料金所で発行される領収書又はETC利用明細が必要です。

※契約書等、利用月（日）、料金が分かるものを整理すること。

◆ 補助対象となるもの

- ・ イベント会場使用料
- ・ 打合せ会議等の会議室使用料
- ・ 本事業実施のために使用した有料道路使用料
- ・ 他事業使用分と明確に按分された事務作業用コピー機のリース料

◆ 補助対象とならないもの

- ・ 本補助事業以外で既に契約・使用しており、経常的経費と考えられる団体事務所家賃
- ・ 補助事業に関わらない会議室等使用料
- ・ 按分の必要がある会議の会議室使用料（明確に按分できる根拠があるものを除く）
- ・ 本補助事業以外で使用することも想定した契約のZoom使用料

- ◆ 代表的な証拠書類
 - ・賃貸借契約書(賃貸契約の場合)
 - ・施設利用許可書
 - ・請求書
 - ・領収書

⑧ 委託費

- ◆ 区分の概要
外部への業務の一部委託に要する費用

- ※ **交付申請書の「事業計画書」に記載したもののみを対象とする。**
- ※ 事業内容を一括して外部に委託するものは補助対象外とする。
- ※ 委託内容については、賃金・需用費等すべての内訳が分かる積算の記入、又は見積書の添付をすること。
- ※ 委託先は、**2者以上の相見積もり**を取得し、安価なところを選定する。ただし、業務内容が特殊で複数の発注先がない等、相見積もりが取れない場合は理由書を提出すること。
- ※ 契約にあたり、団体構成員等が経営する(所属する)企業と各種契約を締結する場合は、公平性及び客觀性が担保できる(経済的な合理性等があると客觀的に認められるなど)場合に限り補助対象とすることを可とする。(必要に応じて、団体内での検討資料等の提出を求める場合がある。)

- ◆ 補助対象となるもの
 - ・交流会での託児業務の外部委託
 - ・チラシ等のデザイン費
- ◆ 補助対象とならないもの
 - ・事業を一括して委託するもの
 - ・情報システム等の開発や購入費用
 - ・ホームページ作成費用
- ◆ 代表的な証拠書類
 - ・見積書
 - ・契約書又は請書
 - ・請求書
 - ・領収書
 - ・成果品

⑨ 備品購入費

- ◆ 区分の概要
リースでは対応不可能な備品等

※ 備品については、原則、賃借やリースで対応することとしますが、やむを得ず備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取組の趣旨に合致するとともに、当該事業の実施のために真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限るものとします。その上限額は、一の事業につき、その補助額の1/2以内とします。

※ **交付申請書の「収支計画書」に記載したもののみが対象となる**ため、交付申請書提出前に事前に共同参画社会推進課補助金担当者に御相談ください。

※ 予算として計上する場合は、価格の参考となる資料（リースの見積書等）を添付してください。

◆ 代表的な証拠書類

- ・ 見積書
- ・ 納品書
- ・ 請求書
- ・ 領収書
- ・ 現物の設置状況の写真

8 Q & A

【事業対象者について】

Q1: 法人格のない団体（**任意団体**）は対象になるか。

A1: 非営利を目的としている団体は対象になります。

Q2: 株式会社や有限会社等の営利企業は対象になるか。

A2: **対象外です。**

一般社団法人については、非営利活動を主に行っている団体で、余剰利益の再分配を行っていないことが定款に明記されている法人が対象となります。

自団体が応募申込み可能か判断に迷われる場合は、事前に御相談ください。

【補助対象経費について】

Q3: 経費はどこまで認められるか。

A3: **申請する事業に直接要する経費が対象です。**

団体運営に係る経常的な経費、申請外の事業に係る経費は対象外です。

また、個人給付に当たる経費や交際費（食材、飲食代、景品、名刺、みやげ代）も対象外です。

詳細は P○の経費項目別の対象経費を参照してください。

Q4: 人件費には**共済費（社会保険料、雇用保険料等）**の事業主負担も含まれるか。

A4: **共済費（社会保険料、雇用保険料、子ども・子育て拠出金の事業主負担）は含まれません。**

令和4年度から取り扱いが変更となっておりますので、ご注意ください。

Q5: スタッフが受けた健康診断の受診料は補助対象経費としてよいか。

A5: 検査結果を他の目的で利用できるため、個人給付に該当しますので対象外となります。

同様に検便検査料、PCR検査キット料等も対象外となります。

Q6: 消耗品と備品のちがいの明確な基準はあるか。

A6: 消耗品として購入できるものは、用紙類、文具類、材料品等、使用することによって消費され、またはき損しやすいもの、もしくは長期間保存に堪えないもの。安価なものでも1年以上継続して使用できるものは補助対象外とします。

備品とは、パソコン、プリンタ、カメラ、タブレット、机、椅子、倉庫、家電等の、汎用性が高く他事業への転用が容易に可能であり、かつ事業年度（1年）を超えてこの形状を変えずに繰り返し使用できるものを想定しています。

区分を判断できない場合は、共同参画社会推進課補助金担当者まで御相談ください。

Q7:ガソリン代は旅費と需用費・消耗品費どちらの科目に計上するか。

A7:私有自動車のガソリン代については、個人の出張への支払いという考え方から、旅費に計上してください。

また、団体が所有する自動車のガソリン代については、心の復興では需用費に、絆力では消耗品費に計上してください。

Q8:交流会を開催する際、会場の備品を借り受けた際の料金の経費区分は何か。

A8:使用料に計上してください。

Q9:商品を購入した際の送料・代引き手数料・振込手数料は商品代に含めて需用費・消耗品費に計上してよいか。

A9:可。需用費・消耗品費に限らず、それぞれ振込手数料がかかった経費については、その支払いが発生した経費区分に計上ください。

【経費の対象期間について】

Q10:経費の対象期間はいつからいつまでか。

A10:交付決定日(7月頃を予定)から、年度末(翌年3月末)までに発生する経費が対象です。

(ただし、支払いを完了し、翌年度の4月20日までに提出する実績報告書に記載できるものに限ります。)

また、翌年度のイベントに係る準備費用は補助対象外です。

なお、交付決定日前から事業の準備等着手することが必要と知事が認める場合は、交付決定日前の経費についても対象とすることができます。(国の交付決定日以降かつ応募締切日の翌日以降に限る。)事前着手を検討している場合は、応募申請書類提出時に共同参画社会推進課補助金担当者へ御相談ください。

【申請書の受付について】

Q12:応募は郵送、メールのみで受け付けられるか。

A12:応募書類提出の際、共同参画社会推進課担当者と事業内容のヒアリングを行います。

そのため、原則宮城県庁へご持参いただき、対面ヒアリングを行います。窓口が混み合う可能性がありますので、事前に電話にて提出日時を調整いただくことをおすすめします。

ただし、やむを得ず郵送する場合は必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とした上で、電話にてヒアリングを行いますので、ヒアリング日時をご予約ください。

なお、ヒアリングでは、添付資料の確認、事業の主旨、経費の必要性等をお伺いする予定です。

【他の財源との調整について】

Q11:他の助成金や寄付金との併用は可能か。

A11:それぞれ、助成金等の種類によって異なります。

<心の復興>

- ・「被災者支援総合交付金」を財源とする行政による他の補助事業により、当該事業の経費の一部が補助されている事業は補助対象外となります。
- ・その他助成金、寄附金の併用は可能です。

※ただし、経費は事業別に整理し、対象経費に重複がないよう管理する必要があります。

<絆力>

- ・行政による他の補助金の補助部分（取組）と本事業の対象部分（取組）が明確に切り分けられているものは、併用可能となります。（経費ごとの切り分けは不可）
- ・その他助成金、寄附金の併用は可能です。

【収益が発生した場合について】

Q13:ワークショップの参加費を徴収した際に注意する点はあるか。

A13:本事業によって事業実施年度及び翌年度に収益が発生した場合（イベントの参加料を徴収した、物販を行った等）、収益状況報告書を作成し、県へ提出する必要があります。

ただし、本事業自己負担額に充てる場合は、上記提出の該当になりません。自己負担額以上の収益が発生した場合は、共同参画社会推進課担当者あて御相談ください。